

大正四（一九一五）年制定の「看護婦規則」の制定過程と 意義に関する研究

平尾 真智子

〔要旨〕現行の看護婦養成コースを複雑にした原点は大正四年制定の内務省令「看護婦規則」に至る事情にあると考え、それ以前に公布された各府県の看護婦規則について調査、分析して、内務省令の看護婦規則制定の背景を説明して、規則制定の意義を検討した。その結果内務省令看護婦規則の内容は先行した地方による看護婦規則を集約した形で発令されていること、また看護婦規則に制度化された看護婦資格は医療関係者の医師などの資格要件の設定と同じ構造であること、看護婦規則による資格取得の試験と養成所卒業の二つの方法と看護婦、准看護婦という二つの免状の制度化は、戦後に制定され現在に至る保健助産婦看護婦法にも影響を与え、現在の複雑で多様な看護婦養成制度の起点ともいえる重要な意義をもつものであることが明らかになった。

キーワード——看護婦規則、看護婦制度史、看護史

序 論

一、研究の意義と目的

現行の看護婦制度を巡ってさまざまな問題が生起している。なかでも准看護婦制度は最大の問題である。また、わが国には十五通りの看護婦養成コースが存在するが、これも世界に例のないことである。かかる複雑な養成コースが存在するに至った直接の原因は、戦後、占領軍連合司令部公衆衛生福祉局の要請で看護婦規則が法改正され、生まれた保健婦助産婦看護婦法に甲乙の二種類の看護婦を認めたことにはじまる。しかし、これについてはたくさんの先行研究がある。

ところでわが国に看護婦が誕生してからすでに一一五年余の歴史がある。現行の看護婦制度の諸問題を語るときに、前半の歴史を無視できない。だが、これまで大正四年に制定された看護婦規則については総論的な記述にとどまり、詳細な研究はされてこなかった。¹⁾ 著者は、現行の看護婦養成コースを複雑にした原点は大正四年制定の内務省令「看護婦規則」に至る事情にあると考えて、本研究では、大正四年以前の看護婦の身分に関わる史実を追求して、大正四年以前に公布された各府県の看護婦規則について調査、分析して、内務省令の看護婦規則制定の背景を解明し、規則制定の意義、つまり、この時期に内務省令として看護婦規則を公布した意義について検討した。

二、研究方法

大正四年以前に発令された二九の府県(表一)の看護婦規則を収集して、比較検討して相互の影響について検討し、当時の医療関係法、衛生局年報にのる看護婦関係統計資料(明治四三年以降)から看護婦の動向を調べ、同じ時期の新聞・雑誌資料、看護関係の成書から看護婦制度制定に関わる記事を集め、その動向を分析した。

表 1 制定年別看護婦規則 平成 10 年 1 月現在

番号	府県名	規則名	公布年月日
1	東京府	看護婦規則	明治 33 年 7 月 1 日 府令第 71 号
2	静岡県	看護婦取締規則	明治 35 年 3 月 14 日 県令第 14 号
3	鳥取県	看護婦規則	明治 35 年 3 月 26 日 鳥取県令第 18 号
4	大阪府	看護婦規則	明治 35 年 3 月 27 日 大阪府令第 32 号
5	兵庫県	看護婦取締規則 看護婦受験心得	明治 35 年 5 月 20 日 兵庫県令第 39 号 明治 35 年 6 月 5 日 兵庫県告示第 168 号
6	新潟県	看護婦取締規則 看護婦試験規則	明治 35 年 7 月 4 日 県令第 49 号 明治 35 年 7 月 4 日 県令第 50 号
7	山梨県	看護婦取締規則	明治 36 年 5 月 13 日 県令第 23 号
8	京都府	看護婦取締規則 看護婦試験規則	明治 36 年 12 月 8 日 京都府令第 15 号 明治 36 年 12 月 8 日 京都府告示第 548 号
9	神奈川県	看護婦取締規則	明治 37 年 3 月 22 日 神奈川県令第 23 号
10	宮城県	看護婦取締規則	明治 39 年 5 月 16 日 県令第 11 号
11	岩手県	看護婦取締規則 看護婦試験規則	明治 39 年 2 月 6 日 県令第 7 号 明治 39 年 2 月 6 日 県令第 8 号
12	秋田県	看護婦規則	明治 39 年 3 月 30 日 秋田県令第 18 号
13	群馬県	看護婦取締規則 看護婦試験規則 看護婦試験委員設置規程	明治 40 年 2 月 5 日 群馬県令第 6 号 明治 40 年 2 月 5 日 群馬県令第 5 号 明治 40 年 4 月 庁訓甲第 12 号
14	愛媛県	看護婦取締規則	明治 41 年 7 月 17 日 愛媛県令第 58 号
15	千葉県	看護婦規則 看護婦試験規則	明治 42 年 9 月 24 日 千葉県令第 62 号 明治 43 年 7 月 24 日
16	青森県	看護婦取締規則	明治 43 年 9 月 30 日 県令第 58 号
17	和歌山県	看護婦規則 看護婦試験規則 看護婦規則並看護婦試験 規則取締手続 看護婦試験受験人心得	明治 43 年 11 月 6 日 和歌山県令第 46 号 明治 43 年 11 月 6 日 和歌山県令第 47 号 明治 43 年 11 月 6 日 和歌山県訓令第 48 号 明治 43 年 11 月 6 日 和歌山県告示第 410 号
18	岡山県	看護婦取締規則	明治 44 年 3 月 12 日 岡山県令第 21 号
19	石川県	看護婦取締規則	明治 44 年 3 月 17 日 石川県令第 22 号
20	福島県	看護婦規則	明治 44 年 5 月 16 日 福島県令第 29 号
21	栃木県	看護婦規則 看護婦試験規程	明治 44 年 5 月 12 日 栃木県令第 28 号 明治 44 年 5 月 12 日 栃木県令第 29 号
22	埼玉県	看護婦取締規則	明治 44 年 9 月 22 日 埼玉県令第 57 号
23	島根県	看護婦規則	明治 44 年 12 月 23 日 島根県令第 50 号
24	佐賀県	看護婦取締規則	大正元年 8 月 17 日 佐賀県令第 3 号
25	香川県	看護婦取締規則	大正 2 年 2 月 22 日 香川県令第 13 号
26	大分県	看護婦規則 看護婦規則施行細則 看護婦試験規則	大正 3 年 2 月 20 日 大分県令第 14 号 大正 3 年 2 月 20 日 大分県訓令第 15 号 大正 3 年 2 月 20 日 大分県告示第 44 号
27	熊本県	看護婦規則	大正 3 年 4 月 17 日 熊本県令第 13 号
28	高知県	看護婦取締規則	大正 3 年 5 月 6 日 高知県令第 16 号
29	鹿児島県	看護婦取締規則	大正 3 年 9 月 23 日 鹿児島県令第 42 号
		看護婦規則	大正 4 年 6 月 30 日 内務省令第 9 号
		私立看護婦学校看護婦講習所指定基準ノ件	大正 4 年 8 月 28 日 内務省訓令第 462 号

第一章 府県による看護婦規則の布告

一、看護婦（人）規則制定への先駆的動き

わが国の近代看護婦養成は明治十八年から始まったが、明治二十年代にはいわゆる看護婦養成所といわれるものがすでに六十カ所あった。²しかし、看護人資格を公的に定めた制度がなかったため、個々の養成所で養成期間を終了すると、それぞれの機関が任意に看護人として認定していた。また、地方によって免許制度が存在したり検討されたことを示す例が存在した。

第一例は明治二八年に静岡県では看護人免許が存在した事を示す例である。同年、静岡県の警察署長から出された訓令「看護人免許ナキ者取締ノ件」（明治二八年七月二八日衛第五七七二号）である。それは「本年ハ伝染病殊ニ赤痢ハ各地ニ蔓延流行シ自然看護人ニ不足ヲ告ゲ、無免許ノ者カ助手ノ名ヲ籍リ又ハ全ク看護婦ト詐称シ、市町村ノ伝染病院又ハ隔離病舎ニ事実看護人ノ業務ヲ営ミ居ル者往々有之哉ノ聞アリ如ハ不都合ナルニ依リ嚴重ニ規則ヲ執行取締ルベシ」と、無免許の看護人を取り締まっている。³ところで、伝染病の避病院を設置し、看護人を置くことは、明治一〇年のコレラ流行のときに布告した「避病院設置規則」に定めているが、この規則では看護人の資格について何ら留意していない。なお、静岡県看護人取締規則が布告されたのは明治三五年であつた。しかし、上記の訓令はそれ以前の看護人免許制度があつたことを示唆している。

第二例は京都府において同二八年一二月開催の京都医会臨時総会で「看護婦ニ関スル調査案及ビソノ筋ニ看護婦取締規則発布ヲ要請スル件」が決議された例である。⁴この決議に基づいて調査委員会が設置され、派出看護婦会を中心に看護婦の実態調査が行われた。ところが結果は、看護婦が供給されて日が浅いために調査に供する材料が乏しく、正確な調査を行うことが出来なかつた。しかし、医会は看護婦に関する次の六カ条をまとめた。

一、医師ハ懇ロニ看護婦ヲ尊シ必要ノ場合ニ於テハ患家ヲシテ可成看護婦ヲ備入ルコトヲ勧誘スベシ
 一、看護婦ハ温和恭謙ヲ旨トシ敵ニ医師ノ指揮ヲ遵守スベシ

一、看護婦ハ現今漸ク世間ノ信用ヲ博セントスルノ時機ナレバ可成傭料ノ高価ニ過ギザル様ニ努ムベシ

一、医師ハ看護婦ノ特別ニ苦勞セル場合ニ於テハ特ニ相当ノ報酬ヲ与フル事ヲ患家ニ論スベシ 但シ貧家ハ例外ナリ
 一、看護婦事務所ハ未ダ習熟セザル看護婦ヲ以テ患家ノ需ニ応ズベカラズ 但シ別ニ事由アル場合ニ於テハ例外ナリ
 一、看護婦ノ患家ニ於テ不都合ナル処置アルトキハ医師ハソノ事務所ニ通知シ譴責ヲ求ムベシ

こうした努力にもかかわらず、依然として技術水準の低い看護婦が続出した。そこで、二年後の明治三〇年三月、京都医会では再び看護婦問題を取り上げ、次のように述べている。

「世人ガ完全ナル看護人ヲ求メテ病者ヲ託セントスルノ風ハ一日一日ト増進シ、之レガ供給者タル看護会モ亦府下各処ニ組織セラルルニ至レリ、如此趨勢ハ世人ガ幾分衛生思想ヲ有セルノ現象トシテ吾人済生ノ業ニ從フモノノ大ニ喜ブベキ処タリ、然レ共今ノ看護婦ナルモノ果シテ能ク此目的ニ添フト云フベキ乎。爾来需要ノ盛ナルト共ニ粗製濫造ノ物品ガ現ルルト一般看護婦モ亦此世上ノ趨勢ニ投ジテ、時ニ或ハ所謂一夜漬ナルモノノ現出スル傾向ナシトセズ、即チ身ニハ白色ノ衣服ヲ纏ヒ外見ハ宛然仁アリ慈アル一個ノ好看看護婦タリト雖モ、而モ實際学識ナク經驗ナク素人毫モ徑庭ナキモノ亦時ニ聞知セザルニ非ルナリ (略)」

看護婦の需要が日一日と伸びたために、一夜漬の看護婦が白衣を着て現れ、それを見抜けず、憂慮すべき実状があるという。そこで以下の「看護業者取締規則要領」を作成して京都府知事に建議した。

「看護業者取締規則要領」

- 一、此規則ニ於テハ男女ヲ論ゼズ凡テ病者ニ接シテ看護スルヲ営業トスル者ヲ取締ラレタキコト
- 一、凡ソ看護業者ハ必ず府庁ノ免許鑑札ヲ受クベキコト

一、看護營業者タラントスル者ハ年齢十八歳以上ニシテ品行方正相当ノ看護学教育ヲ受クルモノニ限り且ツ出願ノ節ハ医師ノ証印アル履歴書ヲ差出スベキコト 但シ場合ニヨリ実地試験ヲ為スコトアルベシ

一、看護者ハ必ず治療医ノ指揮ニ背クベカラズ

一、前項ニ関シテ違背スルモノハ相当ノ制裁ヲ設ケ場合ニヨリ禁止若クハ停止ヲナスノ簡条ヲ加フルコト

これは医師の側から初めて提出された看護婦營業者の取り締まりに関する要望事項であつた。この時点で、医師にとつて看護婦が不可欠な存在として認識すると共に、年齢、資質、看護教育の必要性を指摘したのである。また、いわゆる看護婦派遣業がすでに存在していたことを示唆している。

第三の例は東京府である。東京府では明治二九年頃から大関和をはじめとする当時の看護婦会会長らが、看護婦の質的低下を憂慮し、看護婦規則制定に向けて運動を起こしていた。大関和は桜井女学校看護婦養成所で近代的な看護婦訓練を受けた、日本で最初の訓練された看護婦の一人であつたが、このとき派出看護婦会の重鎮として、「看病婦取締規則の発布せられん事を第七議會（明治二十七年）に請願せんとして、同志の各看護婦会頭に謀り、奔走尽力いたしました。某議員の注意により時の衛生局長に哀願する事にいたしました。後藤（新平）衛生局長は申されました、看病婦の社⁵会も改良せねばならぬが、先づ医界より先にせねばならぬから両三年待つべしと、然れど歳月を空しく経過せん事の心ならず一方には講習生を養ひ、一方には同志の会頭、ともに看護婦矯風会なるものを組織し、幾分なりとも斯界の改善を計らんとつとめます内、時は早く四年を経過し、明治三十三年七月一日府令七十一号を以て、看病婦取締規則は発布され、無免状の者は斯界に容れられぬ様になりました」と東京府の看護婦規則制定に至る経過を回想している。

以上から、明治二十年代に入ると、看病人（看護婦）の需要が高まり、一部の県では看病人に対して免許制を採用していたが、行政、医師、訓練を受けた看護婦の間に素人が看護婦と称して業務に当たることに対して危機感を持つようになつていたといえる。

二、東京府看護婦規則の発令

明治三〇年代になると、東京では派出看護婦に対する需要が高まった。それとともに短期養成した名ばかりの粗悪な看護婦を派遣するなど営利本位の看護婦会が目立ってきた。そこで、行政当局は目に余る看護婦会の取締りに乗りだして、明治三二年に「看護營業者取締規則要領」の草案ができた。そして翌三三年に東京府看護婦規則が公布された。

東京府は「東京府看護婦規則」(明治三三年七月一日府令第七一号)を布告するに先立ち、明治三二年に制定すべき看護婦規則案を東京府地方衛生会にあてて諮問する際に次のような理由書を出している。⁶⁾

「看護婦ノ業務ニ就テハ從來何等ノ規定ヲ存セズ、一ニ各人ノ自由ニ任シ來レリ。然ルニ近年、都鄙ノ別ナク看護婦ノ需用ハ大ニ其度ヲ高メ、随テ該業ヲ営ム者頗ル其数ヲ増加シ、同時ニ之ニ伴フ各種ノ弊害モ亦漸ク多キヲ加フルニ至レリ。但ダ其弊害タル今日未ダ甚シキニ至ラズト雖モ、將來尚ホ此仮放任スルニ於テハ其弊害ハ遂ニ一箇ノ痼疾ニ陥リ、矯正上頗ル困難ヲ生ジ、其間個人ノ保健上幾多ノ障害ヲ与フルハ勿論、公共衛生上ニ及ボスベキ影響モ蓋シ亦尠少ナラザルベシ。故ニ今日ニ於テ一定ノ取締方法ヲ設ケ、以テ弊害ノ未ダ膏肓ニ入ラザルニ先チ、之ガ救治ノ就策ヲ立ツルハ、極テ肝要ノ事ナリト信ズ。是レ茲ニ看護婦規則案ヲ草シタル所以ナリ。」

また、同諮問では、官・公・私立の病院で養成する看護婦は質的に高いが、看護婦会の看護婦の質が劣り、その弊害が東京市内だけでなく、近隣の地域にまで及んでいると次のように述べている。

「從來ノ看護婦中、官立及び公私立ノ病院ニ於テ養成セルモノハ比較的相応ノ修業ヲ積ミ、適當ノ技能ヲ有スルモノアルモ、各營業者間ニ私設セル所謂看護婦会又ハ看護婦養成所ト称スル場所ニ於テハ、一般ニ速成ヲ主トシ極テ不完全ナル養成ヲ為シ、其大部分ハ殆ンド看護婦ノ仮名ヲ借ルモノタルニ過ギズ。而カモ此等速成仮名ノ看護婦ハ、其数甚ダ多ク明治三十二年七月ノ調査ニ依レバ、東京市内ニ於ケル看護婦会ナルモノ五十八箇、之ガ会員タルモノ実ニ九百有八人ニシテ、府下看護婦総数ノ約八分ヲ占メ居ルモノノ如シ。而テ此等多数ノ速成看護婦ハ独り東京市内ノ需用ニ応ズ

ルノミナラズ、遠ク郡部及隣県各地ノ招聘ニ応ズルモノニシテ、而カモ郡部及隣県各地ニ遠征スルハ其主タル目的ナリト云フモ、亦不可ナキモノノ如シ。是ヲ以テ郡部及隣県各地ニ於テ種々ノ障害ヲ与ヘラレツツアルハ頻々之ヲ耳ニスル所ナリ。本則ニ於テモ主トシテ取締ノ必要ヲ感シタルハ此等ノ速成仮名ノ看護婦ニ在リトス。」(傍点は筆者)

明治三二年の調査によると、東京市内に五八カ所の派出看護婦会が存在し、これらに所属する会員が九〇八人に達していた。その中に速成した名ばかりの看護婦がいること、その弊害が郡部や近隣の諸県にまで及んでいることから、速成看護婦を取り締まるために規則を制定することが必要であると述べている。さらに、同諮問では未熟な看護婦がもたらす弊害を以下のように挙げている。

「看護婦ノ業務ニ関シテ生ズル弊害ハ一ニシテ足ラザルベシト雖モ、今其弊害ノ由テ生ズル原因ノ重ナル者ヲ挙グレバ、第一、適当ノ技能ヲ具ヘズシテ看護婦ノ名儀ヲ濫用スルコト、第二、相当ノ年齢ニ達セズ又ハ心神体格ノ健全ナラザル為実務ニ堪ヘザル者ノ輩出スルコト、第三、当然受クベキ賃金ノ外、不当ノ謝儀ヲ貧ル者アルコト、第四、懶惰放肆ニシテ半バ売淫婦タルガ如ク風紀ヲ紊ル者アルコト、第五、主治医ノ指示ヲ受ケズシテ漫リニ医術ニ渉ル行為ヲ為ス者アルコト等ニシテ、此等ハ畜ニ消極的不能者、即チ単ニ実務ニ堪ヘザル者タルニ止マラシメバ尚ホ可ナリト雖モ、其無能ノ結果或ハ疎略ノ取扱ヲ為シ、或ハ全く看護ノ方法ヲ誤リ、為ニ回収スベカラザル危険ヲ患者ニ与フルガ如キ積極的障害者タルニ至リテハ実ニ等閑ニ付スベカラザルモノアルナリ」

そして、諮問では取締規則の内容について、以下に示すように、試験を実施し、受験資格に年齢制限をして、不良看護婦に対する罰則規定を設けることを提案した。

「本則ニ於テ学術技能ノ試験ヲ設ケ、且ツ年齢ヲ制限シ、及心神ト体格ノ健全ヲ以テ一ノ資格要件ト為シ、終リニ業務ニ不誠実ナル者ニ対シテ禁停止並ニ科料等ノ制裁ヲ設ケタルハ、主トシテ右ノ弊根ヲ芟除セントスルノ趣旨ニ出デタルナリ。(中略)」

以上の規則はあくまでも粗悪な、速成看護婦を取り締まることを目的としていた。しかしこのとき病院で養成された看護婦に対しては特別免許の規定を定め、従来の看護婦に対して試験を口頭試問で代行するなど、以下に示すように例外を認めたのである。

「又本則ニ於テ特ニ例外法ノ必要ヲ認メタルモノニアリ。曰ク従来営業ノ看護婦ニ対スル特別免許ノ規定、曰ク官公私立病院ノ看護婦ヲ本則以外ニ置クノ規定、即チ是ナリ。

従来ノ看護婦ニ対シテハ正規ノ試験ヲ省略シ、許可ノ際簡短ニ口頭試問ヲ為シ、且ツ其履歴ニ参考シ、相当ノ経験技能ヲ有スト認ムル者ハ本則施行後一定ノ期間ヲ限り特ニ許可スルコトト為シタリ。是レ主トシテ、当業者保護ノ主趣ニ出デタルモノナリト雖モ、又地方ニ於テ新規ノ看護婦ヲ出ス迄ノ間ニ於ケル需用者ノ便宜ヲモ参酌シタモノナリ。

又官公私立病院ニ於ケル現在奉職ノ看護婦ハ孰モ独立シテ其業務ヲ執ルモノニ非ラズシテ、悉ク皆、当該病院医員ノ指示ヲ受ケ、直接監督ノ下ニ従事スルナルモノガ故ニ、本則ニ於テ認メタル弊害矯正ノ目的ハ殆ンド其適用ヲ見ルコトナラルベキノミナラズ、若シ他日之ガ取締ヲ必要トスル場合ニハ、寧ロ本則ニ依ラズ別ニ病院取締ノ一部分トシテ特別ノ規定ヲ設クル方、却テ妥当ヲ得ルナルベシト思惟セルニ依リ、本則ニ於テハ全ク之ヲ局外ニ置キタルナリ。(以下略)」（傍点は筆者）

従来看護婦を取締規則による試験の対象からはずしたのは、看護婦不足をきたして需要者の不便を鑑みてのことであつた。また、病院看護婦を特別視したのは、医師の元で業務を行っていることで、この規則が目指す弊害矯正を適用する必要がないからだとして説明している。また、官公私立病院に於いて勤務する看護婦は医師の直接監督下にあるので取締規則によらず、「病院取締」の一部に規定して取り締まる方が妥当だとしている。事実、医師が「医務統計」「看護婦係」「試験室係」「消毒その他」「図書雑誌係」を分担していた東京府駒込病院では、看護婦係が看護婦の勤務規定や病棟配置、臨時看護婦の採用試験などを担当し、現場の看護婦の取締は先任看護婦が「看護婦係」の下で担当していた。⁷⁾

一方、看護婦会には「看護婦養成所」という看護婦会が存在した。この事例に、明治三四年の「埼玉看護婦養成所規則要領」がある。⁽⁸⁾それによると規則要領の第一は「当看護婦養成所ハ婦女子ヲシテ病者ヲ看護スル方法ヲ学習セシメ善良ニシテ敏腕ナル看護婦ヲ養成シ病院或ハ病家ノ需ニ応ジ医療ノ完全ヲ謀リ兼テ自営ノ道ヲ得セシムルヲ以テ目的トス」とある。そこでは六カ月間の看護婦養成を行い、そこで養成した看護婦を病院あるいは病家に派出していたのである。

上記の諮問は東京府の地方衛生会で審議され、明治三十三年に「東京府看護婦規則」として公布された(資料1)。それは取締的要素を強くおびたものであったが、重要な点は、この規則で看護婦の資格は満二〇歳以上の女子で、警視庁の看護婦試験(学術試験、実地試験)に合格した者に与えるとしたことと、罰則規定を設けたこと、付則をもって、看護婦規則施行時に二カ年以上看護婦の業を営み、施行後六カ月以内に出願した者は無試験で看護婦免状を与えたこと、看護婦組合の設立が認可制になったこと、病院看護婦には看護婦規則は適用されなかったことである。

三、大正四年以前に制定された二九府県の看護婦規則

大正四年以前に発令された府県の看護婦規則は、同年に刊行された小池金之助著「看護婦」(大正四年発行)⁽⁹⁾には十一の府県看護婦規則が収録されているが、その他に県史、県看護史、医学雑誌、県立図書館などでの調査や滝内隆子氏の調査⁽¹⁰⁾によって、二九府県で看護婦規則が出されていたことが判明した。以下、それぞれの規則をあげ、比較検討した。

(一) 規則の名称

各県で発令された看護婦規則の名称をみると、一一の府県で「看護婦規則」といったが、一八の府県で「看護婦取締規則」とした。そのうち、静岡と埼玉の両県では看護婦でなく「看護人取締規則」となっている。なお、「取締」のつく規則は看護婦規則だけでなかった。医療法関係の「入歯齒抜口中療治接骨等営業者取締方」(明治一八年)、「鍼灸術営業

資料 1

東京府看護婦規則 (昭和二年法律第七十号)

第一章

第一条 看護婦ノ業ヲ営ムントスル者ハ第二条ノ資格ヲ証明スヘキ者トシテハ当庁ニ願出免状ヲ受クヘシ

第二条 免状ハ年齢満二十年以上ノ女子ニシテ当庁ノ看護婦試験ニ及第シタル者ニ非サレハ受クルコトヲ得ス

第三条 免状ハ之ヲ他人ニ貸与スルコトヲ得ス

第四条 免状ヲ毀損シ失シタルトキハ速ニ再下付ヲ願出ツヘシ

第五条 族譜氏名等免状記載ノ事項ニ異動ヲ生シタルトキハ七日以内ニ書換ヲ願出ツヘシ

第六条 看護婦職業又ハ住所ヲ転シタルトキハ二十日以内ニ免状ヲ添ヘ其ノ旨届出ツヘシ但シ管内ノ転居ハ免状ノ添付ヲ要セス

免状又ハ死亡シタルトキハ戸籍法ニ依ル届出義務ヨリ二十日以内ニ免状ヲ添ヘ届出ツヘシ但免状ヲ添ヘ置キ事由アルトキハ其ノ旨ヲ記載ヘシ

第七条 看護婦ハ主治医ノ指示ヲ受クルニ非サレハ治療ニ関スル手術又ハ投薬ヲ為スコトヲ得ス

第八条 看護婦ハ無免許ノ者ヲシテ代テ看護ヲ為サシムルコトヲ得ス但シ現ニ看護ノ方法ヲ指示シ一部ノ補助ヲ為サシムルハ此ノ限ニテラズ

第九条 看護婦ニシテ痼疾・白濁・不具・癩疾トナリ其ノ業務ヲ営ムニ堪ラスト認めルルコトハ免状ヲ返納セシム

第十条 本則ニ依リ禁止ノ処分ヲ受ケ二個年ヲ経過シタル者ハ其ノ行状ヨリ之ヲ解除スルコトナルシ

第十一条 看護婦組合ヲ設クルトキハ其ノ規約書ヲ添ヘ当庁ノ認可ヲ受クヘシ

第十二条 看護婦試験ハ毎年十月 当庁ニ於テ旅行ス試験期日ハ毎回二個月以前ニ之ヲ告示ス

第十三条 試験科目ハ左ノ如シ

学説

第一 看護法

第二 解剖生理ノ大意

第三 伝染病予防消毒法

実地

実地ニ関スル事項

第十四条 実地試験ハ学説試験ニ及第シタル者ニ就キ之ヲ行フ

第十五条 看護婦試験ヲ受ケントスルモノハ第一号書式ニ記シ修業履歴書ヲ添ヘ願出ツヘシ

試験願書ノ提出期ハ毎年四月及十月トス

試験ヲ許可スルトキハ指令ヲ須ヒス其ノ願書ヲ受理シ許可セザルトキハ之ヲ却下ス

第十六条 不具痼疾者並癩癰以上ノ刑ニ処セラレタル者ハ看護婦試験ヲ許可セザルニアルヘシ

第十七条 看護婦試験ニ及第シタル者ニハ及第證書ヲ交付ス

第三章 罰則

第十八条 試験ニ関スル規定ニ違反シタル者ハ其ノ試験ヲ無効トス

第十九条 看護婦ニシテ癩癰以上ノ刑又ハ本則ニ依リ科シタル者其ノ他ハ業務上不正ノ行為アリタル者ハ其ノ業務ヲ禁止シ若ハ二個年以内停止スルコトアルヘシ

第二十条 前条ニ依リ看護婦ノ業務ヲ禁止若ハ停止セラレタル者ハ五日以内ニ所轄郡区役所ヲ經由シテ免状ヲ返納スヘシ但シ停止ニ係ルモノハ其ノ旨ヲ免状ニ記載シ之ヲ下付ス

第二十一条 第一条第三條第七條第八條ニ違反シタル者又ハ第二十条ニ違反シ免状ヲ返納セザル者ハ武拾五圓以上老円九拾五圓以下ノ科金ニ処ス

第二十二条 第五條第六條第十條ニ違反シタル者ハ老円五拾圓以下ノ科金ニ処ス

第四章 附則

第二十三条 本令施行以前二個年以上看護婦ノ業ヲ営ミ本令施行以後六ヶ月以内ニ出願スル者ハ当庁ニ於テ適當ト認めルモノニ限り試験ヲ受セスシテ免状ヲ得ス

前項ノ願書ニハ看護婦業務ニ関スル履歴書・卒業證書アルモノニ其ノ師若ハ医師ノ証明ヲ得テ之ヲ添付スヘシ

第二十四条 本令ハ官公私立病院内ニ於テ使用スル看護婦ニ適用セス

第二十五条 本令ハ明治三十三年十月一日ヨリ施行ス

取締方」(明治一八年)「按摩術營業取締規則」(明治四四年)「鍼術・灸術營業取締規則」(明治四四年)があるが、医師も産婆も「愛媛県医師取締規則」(明治二八県令二八号)や「茨城県産婆取締規則」(明治二二)に「取締」が使われている。このことは、最初の看護婦規則が職業の保護を目的とした免許規則、つまり、看護婦の營業を監督して、受益者の保護を目的に作られたものであったことを反映している。

看護婦規則の布告は明治三三年の東京府看護婦規則が最も早い。しかし、明治三十年代に以下に示すように、多くの県で布告された。明治三五年に大阪府、静岡、鳥取、兵庫、新潟の五府県で布告し、明治三六年には山梨県と京都府が、明治三七年に神奈川県、明治三八年に宮城県、明治三九年に岩手県と秋田県において布告された。以上、明治三十年代には十二の府県で、明治四十年代に十一県が、大正初期には六県であった。さらに明治三十年代、四十年代に増えている。

規則の条文の数は府県毎に異なる。少ないもので新潟県看護婦取締規則の十条、多いもので宮城県看護婦取締規則、東京府看護婦規則、神奈川県看護婦取締規則の二五条である。本則の平均は十八条である。ほとんどの規則には付則がつく。看護婦規則の他に看護婦試験については別の規定を設けている県が兵庫県、新潟県、京都府、岩手県、群馬県、千葉県、和歌山県、栃木県、大分県の九府県である。

なおこの時までには看護婦に関する規則が布告されなかった府県は北海道、山形、茨城、富山、福井、長野、岐阜、愛知、三重、滋賀、奈良、広島、山口、徳島、福岡、長崎、宮崎、沖縄の十八道県である。

(二) 看護婦の定義

看護婦の定義にあたる第一条の書き出しは各府県で異なった。「看護婦ト称スルハ他人ノ招聘ニ応シ病者看護ニ従事スル者」が最も多い(一三府県)。次が「看護婦ハ試験合格シ県庁ノ免許ヲ受ケタル者」(七県)で、その他は「看護婦タラントスル者ハ左ノ資格ヲ有スル者」(五県)、「看護婦ノ業ヲ営マントスル者ハ左ノ資格ヲ証明スヘキ書類ヲ提出シ願ヒ

出ル」(四県)とある。この段階では看護の業務についての規定はなかった。

(三) 看護婦免許取得の最低年齢

年齢は東京府の二十歳が最高で、最も若いのが山梨と香川の二県で十五歳であった。十六歳が九県、十七歳が七県、十八歳が五県、二十歳が東京府だけであった。五県では年齢を規制しなかった。平均は十七歳であるが、十六歳とした県がもつとおおい。高等女学校を卒業した年齢である。東京府の二十歳は医師の年齢と同じである。異例に高年齢である。

(四) 看護助手、看護婦の階級

看護婦以外に「見習」や「看護補助員」について定めているのが次の四県であった。和歌山県では「看護婦ノ指揮下ノ見習」、石川県では「病院医師ニツキ見習ヒ中ノ者ハ本則ヲ適用セス」、島根県では「看護補助員トシテ勤務」、高知県では「二年以上看護婦見習ニ従事シタモノ」に関する規定がある。依つて、この時期にこれらの身分が存在していたといえる。

さらに「甲種看護婦」、「乙種看護婦」と看護婦を二類に区別している県、発行する免許に甲・乙の別を設けている県があった。島根県では甲種看護婦は府県の試験合格者、看護婦養成所卒業者、日赤卒業者であった。乙種看護婦は伝染病看護婦となっている。伝染病看護婦は避病院や伝染病患者の出た家で住み込みで患者の看護にあたった。兵庫県では「甲号看護婦免状」は試験合格者に与えられ、「乙号看護婦免状」はそれ以外の者と規定している。

以上から判明したことは、最初の看護婦規則制定の時から多様の看護職を認めていたことである。

第二章 看護婦の資格

一、看護婦免許

(一) 看護婦試験

看護婦の資格規定の第一の方法として看護婦試験を全ての府県であげている。このうち看護婦試験の受験条件をあげているのが二八府県であった。山梨県においては受験条件を規定していない。その他は「修業履歴書の提出」が一七府県と最も多く、「一年以上ノ看護ノ學術ノ修業」を義務づけているのが岡山、栃木、島根、熊本、鹿児島、鹿兒島の五府県であった。「医師二名以上ノ修業証明書提出」が秋田、岩手、熊本の三府県であり、「医師又ハ看護婦ノ修業証明書」が愛媛、岩手、和歌山の三府県（試験規則）である。「養成所卒業証明書提出」も可が栃木の一府県であった。また、愛媛県では学歴を受験資格にいられている。それは義務教育の課程修了であったが、愛媛県看護婦取締規則は明治四一年七月一七日に制定されており、前年の明治四十年に義務教育が四年から六年に延長された結果であると思われる。なお、それ以前に義務教育四年を修了した者には、高等小学の高等科二年課程修了を求めている。しかし、多くの府は前歴（経歴）を重視して、それによって免許を与えている。

九府県では、看護婦試験に関する規定を別に設けた。これらの府県の看護婦規則に規定された「看護婦試験」の内容は、「学説」と「実地」からなつた。学説の試験科目は少ないところで「看護法」「解剖生理ノ大要」「伝染病予防消毒方法」の三科目（東京府）、多いところで「解剖学生理学及衛生学の大意」「一般看護法」「伝染病患者看護法」「治療介補法」「消毒方法」「救急処置」「包帯法」の七科目（佐賀県）があるが、大抵は四科目であった。

実地試験の内容は「消毒薬剤の調整方法」、「包帯救急処置及消毒方法」の二科目（岩手・神奈川・高知）、あるいは「包帯、救急処置、消毒方法」（宮城・兵庫）、「器械使用」「消毒」「包帯」（福島）、「看護法」「消毒方法」「包帯術」（栃木・群

馬)、「包帯術、救急処置」「消毒方法、看護法」(鹿児島)と県によって異なった。試験に体格検査を取り入れているところもあった(兵庫・神奈川・愛媛・高知・石川)。

試験は年二回が多い。他府県の看護婦試験合格をもって免許をあたえた府県が二二と約八割にみられた。

看護婦試験の実施に伴い、看護婦試験の受験用参考書や問題集が出版されている。⁽¹⁾ 渡部の調査によると東京府の場合、看護婦試験合格率は明治三十年代、四十年代ともに三割足らずで資格取得は厳しいものであった。⁽²⁾

(二) 看護婦養成所卒業者への無試験での免許授与

東京府は翌三四年一二月に府令四十八号を以って、看護婦規則による資格取得に但書を加えた。

「官立府県立ニシテ三箇年以上ノ修業年限ヲ有スル看護婦養成所若ハ、之ト同等以上ノ学科程度ヲ具ヘタル看護婦養成所ニ於テ卒業証書ヲ得タル者」には、無試験で免許を与えるという緩和規定を追加した。⁽³⁾

その後が発令された各府県の規則では規定の看護婦養成所卒業者は卒業証明書を提出すれば無試験で免許を与えられるとしている。府県看護婦規則の条文にあげられた養成所は、帝国大学医科大学、日本赤十字社、官立府県立の看護婦養成所、府県立病院、公私立病院、府県指定の学校・養成所、県庁認可を受けた看護婦養成所、知事の指定した私立看護婦学校・養成所、県立看護婦養成所、大日本私立衛生会支部の看護婦養成所、二年以上の課程の官立公立赤十字社、一年以上の養成所卒業者などとなっている。県によっては県指定の養成所を決めているところがある。例えば群馬県では群馬県立産婆看護婦養成所、佐賀県では県立病院好生館、大分県産婆看護婦養成所がある。

これらから一、官立の帝国大学、日本赤十字社、公立の病院・養成所、私立病院、二、「県指定」、「県庁認可」、「知事指定」の学校・養成所、三、養成期間が一年以上または二年以上の課程の養成所は教育の内容が十分であると府県に認められていることがわかる。府県看護婦規則の看護婦の資格要件の規定においては「看護婦試験」を第一とし、学校養成所卒業を第二に規定している府県がほとんどであるが、岡山県看護婦規則が唯一つ養成所卒を第一の資格要件にあげてい

る。

(三) 修業履歴審査による免許の授与

数は少ないが県が指定した養成所以外の病院や養成所であっても、「二年以上看護婦の学科を修め実務に従事した者（看護婦見習を含む）」は履歴審査で免許を与える」と条文に規定しているものが、和歌山県、大分県、高知県の三県で、福島県・佐賀県ではその年数が三年以上、香川県では一年以上となっているが合わせて六県ある。他の看護婦規則の付則に看護婦規則施行の移行措置として現業者の保護を目的に届出により履歴審査で資格を与えるものとは全く別のものがある。

付則による現業者への優遇措置として、規則発布後において満二年（府県によっては一年）以上看護婦の業に従事した者で規則施行六カ月（府県によっては三カ月）以内に願出する者に特別に免状を交付する場合もある、という特別除外例の規定を設けているのが二十府県あった。この場合にはその師若くは医師の証明がなくてはならないが、これで得た免状は「お情け免状」と呼ばれていた。¹¹⁾

二、府県看護婦規則にみる派出看護婦会の規定

看護婦規則の中に、看護婦会・組合の認可を規定しているのが二四県あった。規定していない県は新潟県、秋田県、千葉県、青森県、香川県の五県であった。最初に布告された東京府看護婦規則の発令理由が看護婦会の取締りにあったことから、その後が続いた府県の看護婦規則も主に自由営業を行う看護婦会を対象としており、東京府、大阪府、京都府、千葉県、埼玉県、島根県の六つの府県では「病院で働く看護婦には適用しない」と条文に明記している。

各府県で看護婦規則が制定されるに伴い、看護婦会経営者自らも職業倫理の確立に向かって動きだした。東京では明治三五年一月に看護婦会経営者有志が「看護婦協会」を結成し翌年には「大日本看護婦協会」と改称した。看護婦会

は増加の一途をたどり明治四三年には、東京市内だけでも三百を越えて病院、病家に派遣する看護婦は約八千名にもなっており、十年間の間に約八倍にも増加していた。¹⁵⁾ そのなかには大日本看護婦協会を無視して暗躍する看護婦会も多かった。¹⁶⁾ 日露戦争後は、資本主義が飛躍的に発展し、医療の分野にも営利を追求する姿勢が強まった。開業医のなかにも実質のともなわない誇大広告をしたり、意識的に富裕層を患者に取り込もうとする傾向がでてくるなど派出看護婦会に特有の傾向ではなかった。¹⁷⁾

京都府では明治四十年、当時、三三あつた看護婦会のうちの一九が加盟した「京都府看護婦会連合会」が結成され一五条からなる規約を制定し看護料金の統一をはかった。明治四二年には風紀刷新の注意書を、翌年には無免許看護婦に関する注意書を発行した。明治四四年には徽章を制定し、体温表・看護日誌の統一を決めた。明治四五年京都府看護婦規則が改正され、看護婦組合の事項が追加となり組合加入が義務となった。¹⁸⁾

東京府看護婦規則は派出看護婦会の設立には「規約を添えて認可を受くべし」とあるだけで、他の特別な規定はなかったため、悪徳看護婦会と不良看護婦が発生する必然性があった。明治四四年七月の『大日本私立衛生会雑誌』に「看護婦取締の必要」が掲載されている。¹⁹⁾ これは平安看護婦会主増田タツ、渡邊看護婦会主渡邊 鏖、常盤看護婦会主今泉トキの連署をもって当局に提出した「看護婦会取締規則設立願い」である。その一部をここに引用した。

「従来法令の上に於て看護婦会を認めざるの結果、之を経営するのに何等の制規なきを以て何人と雖ども任意に之を営むことを得、爰に於てか近来生存競争の愈々劇しきに従ひ特に東京市の如き満都到る処看護婦会を経営するもの次第に滋々多からんとするの趨勢を示し、或は看護婦たるの資格経験なき者にして看護婦の操縦業務の指揮に任じ、或は何等の素養なき者を患家に派出して不当の料金を請求し、或は荐りに看護婦を需要すること多き医院に運動し日当の低きと苞苴の饒きとを競ひて勢利の獲得を争ひ、甚しきは看護婦会の名下に賤業を営みて風紀を壊乱するが如き情弊を醸し

玉石混淆薰蕕同器延ひて同業の各信用を汚損し、衆口金を爍し譏積骨を毀の極往々看護婦会を目し雇人周旋業と同一視するものあるに至る。其看護婦会の本旨を誤るの甚だしき一に何んぞ此に至るや如今看護婦会の所在に勃興し、箇々特立して更に相関渉するなきや啻に看護婦会其者の弊害を助長する而已ならず看護婦会を組織する会員即ち看護婦の如きも亦現に看護婦に有るまじき行為をなし、又は為しつつある者に対し縦令或看護婦会に於て之を除名せしむるとするも尚他に綽々生存の余地を存し、更に之を淘汰し制裁する由なきが如き弊害を伴ひ、乃ち爾々相駢ひて社会に害毒を流布す（中略）是れ看護婦会の取締に関する法規の設定を欠き之を経営するに何等の成規何等の制限なきの結果に帰因す故に吾人は時局の趨勢と現下の情態に鑑み看護等の綱紀を振蕭し弊害を匡救するの第一義として看護婦会取締規則の制定を仰ぎ同時に看護会同業組合を設立して東京府管下の看護婦会を統一し同業一般の秩序を維持し各自の利権信用を保障するの急務なるを信じ乃ち爰に看護婦会取締規則の設定を出願するに至りたるものとす」（傍点は筆者）

これによつてそれ以前の府県看護婦規則は派出看護婦会に対し認可制をとつていたため、弊害が生じており、それに対し取り締まってほしい派出看護婦会内部から取締規則を早急に制定することを強く要望していることがわかる。大正三年一月の京都看護婦組合總會で全国一律の看護婦規則制定を建議することが決議された。

三、府県看護婦規則にみる伝染病看護婦の規定

看護婦規則のなかで伝染病看護に従事する看護婦について規定している県が新潟、福島、佐賀、島根、鳥取、京都、埼玉、千葉の八府県あった。新潟県では「速成看護婦養成所ニ於テ修業シタル者ハ特ニ免許証ヲ受ケ市町村立伝染病院又ハ隔離病舎ノ看護婦タルコトヲ得」（二一条）と規定している。福島県では「郡市ニ於テ伝染病看護ノ目的ヲ以テ養成シタル看護婦ハ当分ノ内本則第二条ノ免許ヲ受ケス其ノ郡市内ノ伝染病院又ハ隔離病舎内ニ限り業務ニ従事スルコトヲ得」（付則）としており、佐賀県でも「本県速成看護婦養成規則ニ抛ル課程ヲ卒業シタル者ハ当分ノ内第二条ノ免許ヲ受

ケス、伝染病院又ハ隔離病舎内ニ限り業務ニ従事スルコトヲ得」(二六条)としている。島根県では「市町村ニ於テ伝染病院又ハ隔離病舎ニ勤務セシムル為一時多数ノ看護婦ヲ要スル場合ハ市長村長ノ申請ニヨリ期日ヲ定メ看護補助員トシテ勤務ヲ許可スルコトアルヘシ」(付則)と定めている。鳥取県の明治四一年の規則改正では「乙種看護婦ノ登録ヲ受ケタル者ハ伝染病以外ノ看護ニ従事スルコトヲ得ス」(二条)とある。京都府では同規則を「伝染病隔離病舎ニ於テ使用スル看護婦ニ適用セス」(二六条)とし定めている。

これらの条文から、伝染病看護の目的で養成された看護婦はある府県では特例的な看護婦とみなし、看護婦規則による看護婦資格がなくても伝染病院で業務ができること、伝染病のため一時的に多数の看護婦を要する場合は市長村長の申請により免状を有せずとも看護補助員として勤務できること、看護婦規則そのものを伝染病隔離病舎で働く看護婦には適用しないとしている府県もあることがわかる。その一方で、埼玉県や千葉県では「伝染病隔離病舎ヲ除公私立ノ病院内ニ於テ使用スル看護婦ニ適用セス」(二五条)(二三条)という規定があり、看護婦規則が適用されるとしている。さらに埼玉県では「公私設ノ伝染病院又ハ隔離病舎伝染病室ニテハ其規程ニ従フコト」(七条)という規程があり、府県によって対応は一致していない。

看護業務と伝染病に関して条文に規程している県が一一県あった。そのなかで一番多いのは「看護婦ハ同時ニ伝染病患者ト他ノ病者トヲ看護スヘカラス」としているもので九県あった。それらは、静岡県、新潟県、宮城県、神奈川県、岩手県、和歌山県、熊本県、高知県、鹿児島県となっている。宮城県ではそのほかに、「患者ニ接スルトキハ清潔ナル白色ノ被服及帽ヲ着用シ、伝染病患者看護中ハ勿論同患者転帰後トイエドモ十分消毒ノ後ニアラサレバ病毒区域外ニ出ツヘカラス」(二一条)、「伝染病患者ノ症状ハ適當ノ方法ヲ以テ之ヲ詳細記録シ置クヘシ」(二二条)、「伝染病患者看護中ハ当該官公吏又ハ医師ノ指示ニ従ヒ親切丁寧ヲ旨トシ看護ノ困難疾患ノ種類等ニ依リ中途ミダリニ辞スルコトヲ得ス」(二三条)の三条がある。伝染病対策に力を入れていることがわかる。岡山県では「看護中ミダリニ市町村伝染病院隔離病舎又

ハ患者ヲ辞去スヘカラサルコト」(一二条)、という規定がある。これらのことから伝染病患者と一般患者の隔離を徹底的に行っていたことがわかる。

伝染病予防法は明治三十年に制定されるが、病院統計上の伝染病院は明治四三年から登場する。当時の隔離病舎の大半は、山の中腹か河川の堤防・原野の中などのまつたくの人家と隔絶した位置に設けられ、⁽²⁰⁾医務室や看護人の食堂・寝室もなく、看護人や家族は時には粗末な病室で患者と同居するといった不完全なものであった。避病院での医療は専任医師がおらず往診に依存する体制であり、医療技術といっても決め手となるものではなく、最終的にはよくて自然治癒にまつという状況だったので病人の予後・運命を決したのは看護いかんだったといってもよい状況にあった。しかし、病人の多くは看護婦からも見放されていた。看護は家族の他は「看護人として教養ある者はなく、唯希望する付近の婦人を雇い入れるので、其の補充も容易でない」という状態であった。⁽²¹⁾そこで多くの地域で無資格の素人を伝染病看護婦として認めたのであった。

四、府県看護婦規則の布告と看護婦数、養成所数の増加

看護婦についての最初の全国的な統計は、明治三四年七月に内務省が調査したものである。それによると当時の全国の看護婦数は三五〇六名、速成看護婦は五九四三名で速成看護婦の方が多くなっている。速成看護婦が多いのは新潟県、山口県、福岡県である。⁽²²⁾

看護婦数が内務省の『衛生局年報』に掲載されるようになるのは、明治四三年からである。年報の医薬事務の解説では医師、歯科医師、薬剤師、薬品営業者、産婆のあとに第六項「療属」として看護婦が按摩師、鍼灸師と共に取り上げられている。年報によると、看護婦員数は「病院在勤者を除く」となっていることから、派出看護婦会に所属する派出看護婦の数を意味すると考えられる。看護婦数は明治四三年末で一一五七四人である。府県別に多い順に並べると東京

府二〇〇九、神奈川県六五五、京都府六一六、大阪府五八八、兵庫県五一〇、静岡県五〇五、福岡県四四六、長野県四一五、群馬県四〇一となっている。少ない順にあげると奈良県三〇、大分県三八、高知県四二、青森県七〇、福井県七二、愛媛県七三、岐阜県七八、佐賀八一、埼玉県八二、茨城県八八、北海道九一、栃木県九三である。なお富山県、宮崎県、沖縄県の三県は〇である。²³⁾

看護婦数が明治三四年から明治四三年の約十年間に四倍余りに増加したことは、府県看護婦規則の施行によって看護婦免状取得者が明らかに became 多かったからである。また全国の看護婦養成所数の調査からは、大正四年以前の養成所数約三六〇カ所のうち、約三百カ所は明治三十年代以降にできたもので、府県看護婦規則の施行によって養成所数が増加したといえる。

第三章 内務省令看護婦規則の制定

一、看護婦規則の制定に至る過程

(一) 大正三年の動き

職業婦人の増加の一方で、派出看護婦会などによる看護婦の質の低下が問題化するとその対策がようやく内務省でも取り上げられるようになった。大正三年一月の京都看護婦組合の総会では、全国一律の看護婦規則制定を建議する決議が行われた。大正三年一月頃には、内務省が「久しく看護婦規則の立案中」であったものが、ようやく脱稿し、関係諸部局へ回覧された。この規則案の骨子は、看護婦資格を全国共通とし、その教育並に試験程度を統一するというものであった。²⁵⁾すでに各府県が独自に看護婦の養成と規則制定に踏み切っていること、派出業務などのため、他府県への看護婦の移動がみられ、資格の統一を規定しなければならない事態になったことなどの問題が表面化したためと考えられる。

大正三年一月二日六日には「東京府令第四十号」によってわが国で最初に府県で制定された「東京府看護婦規則」が再度改正された。¹⁹ その改正点は次のようである。

一、第二条中「二十年」以上とあるを「十八年」以上と改め、同条但書を左の通り改む

但し官立府県立の看護婦養成所又は東京市療病院、同駒込病院、同養育院、日本赤十字社の各看護婦養成所に於て二箇年以上修業し卒業証書を得たる者は試験を要せず免状を下附す

一、則第二十五条の次に左の一条を加ふ

一、第二十六条 第二条但書は大正四年一月一日以後同但書の各養成所卒業者に之を適用す

但し官立府県立の看護婦養成所又は日本赤十字社の各看護婦養成所に於て三箇年以上修業し大正三年十二月三十一日迄に卒業したる者に対しては審査の上適当と認むる者に限り免状を下附することあるべし

一定の水準以上の看護教育を実施していた官公立、日本赤十字社の各病院から養成看護婦の資格の保全が申請されていたが、それらの要望が認められ優遇措置として看護婦試験が免除されることになった。ここですでに免許取得に養成コースの違いを容認することが始まっている。

東京府が年齢を「二十年」以上としていたのを「十八年」以上とし、年齢引き下げを行った理由として考えられるのは他府県規則との格差を縮小し、府下の看護婦の実態を考慮したこと、需給バランスを維持するためなど考えられる。

(二) 内務省から中央衛生会への諮問

大正四年三月一〇日発行の日本赤十字社の機関誌『博愛』三三五号に「看護婦規則制定に就いて」という記事が載る。²⁷ それには三九庵隠士の名前で、看護婦規則も社会の要求で早晚政府で制定される期待がある。政府はすでに産婆規則、按摩術営業取締規則、鍼術灸術営業取締規則等の制定発布をしているので形式においては相似しているものだろうか、と

述べ、ついで、当事者への参考意見として、一、産婆名簿管理は地方長官、移動のときは改めてその地方の名簿に登録することになっているが、看護婦は帝国領土内には共通にする 二、産婆は三年業を営まない場合は免許取消となるが、看護婦にはその制限の必要はない 三、産婆試験の受験には一年以上の修業が必要とされており、看護婦も一年以上が必要である 四、産婆規則にはない試験科目を看護婦規則中に制定する、五、医師法において医師会を認めるのと同様に派出看護婦会を公認して指導監督する、の五つをあげている。さらに看護婦問題は一つには治療上の影響、二つには女子職業問題、三つには風紀問題にも接触するところがあり、社会の問題として軽々しく看過すべきものではないことが意見を述べた理由であるとしている。

大正四年三月二八日の中央衛生会の委員会で看護婦規則の原案が採択されると翌月の『博愛』三三六号にこの全文を掲載している。²⁸⁾これらの動向は一般の新聞にも報道されているが、四月二四日の読売新聞は「改正された看護婦規則」という見出しをつけ内容を詳報している。しかし、当初予定されていた四月中に公布されなかった。約三カ月を経過して、六月三〇日になり「内務省令第九号看護婦規則」(実施は一〇月一日)が公布された。

二、内務省令看護婦規則の制定

内務省は看護婦規則を大正四年六月三〇日(内務省令第九号)(資料2)に制定した。その制定の理由について、『医制百年史』によると、日露戦争と大正三年に勃発した第一次世界大戦などにおける看護活動などにより看護婦に対する社会的評価が高まったこと、また看護婦数も増加したこともあってこれを全国的に規制する必要が起こった、と記載されている。²⁹⁾菅谷章は『日本医療制度史』のなかで、看護婦養成所の増加にともない、派出看護婦を志望するものが急速にふえだし、なんら看護の教育をうけていないものまでが看護の仕事に従事するものもでてくるようになったので、政府も遅時きながら看護に従事する女性に対し、教育・資格・業務等の面について、全国的に規制する必要を認めるように

看護婦規則

大正四・六・三〇
九

- 第一条 本令ニ於テ看護婦ト称スルハ公衆ノ需ニ応シ傷病者又ハ褥瘡看護ノ業務ヲ為ス女子ヲ謂フ
- 第二条 看護婦ヲラムトスル者ハ十八年以上ニシテ左ノ資格ヲ有シ地方長官(東京府ニ於テハ警視總監以下之ニ依リ)ノ免許ヲ受クルコトヲ要ス
- 一 看護婦試験ニ合格シタル者
- 二 地方長官ノ指定シタル学校又ハ講習所ヲ卒業シタル者
- 第三条 精神病者、伝染性ノ疾患アル者又ハ素行不良ト認めル者ニハ免許ヲ与ヘサルモノトス
- 第四条 看護婦試験ハ地方長官之ヲ施行ス
- 試験科目ハ左ノ如シ
- 一 人体ノ構造及主要器官ノ機能
- 二 看護方法
- 三 衛生及伝染病大意
- 四 消毒方法
- 五 包帯術及治療器械取扱法大意
- 六 救急処置
- 第五条 一年以上看護ノ學術ヲ修業シタル者ニアラサレハ看護婦試験ヲ受クルコトヲ得ス
- 第六条 看護婦ハ主治醫師ノ指示アリタル場合ノ外被看護者ニ対シ治療器械ヲ使用シ又ハ薬品ヲ授ケシ若ハ之力指示ヲ為スコトヲ得ス但臨時救急ノ手当ハ此ノ限ニ在ラス
- 第七条 看護婦其ノ住所ヲ他ノ道府県ニ移シタルトキハ十日内ニ見状ノ写ヲ添ヘ後ノ住所地ノ地方長官ニ届出ツヘシ
- 前項ノ場合ニ於テ後ノ住所地ノ地方長官ハ其ノ届ヲ前ノ住所地ノ地方長官ニ添付スヘシ
- 第八条 看護婦見状ヲ毀損亡失シタルトキハ其ノ事由ヲ記シ二十日内ニ住所地ノ地方長官ニ再下付ヲ願出ツヘシ但毀損ノ場合ニハ毀損シタル見状ヲ添付スヘシ
- 蕪穢氏名ニ変更ヲ生シ又ハ生年月日ノ訂正ヲ要スルトキハ其ノ事由ヲ記シ二十日内ニ見状ヲ添ヘ地方長官ニ書換ヲ願出ツヘシ
- 亡失シタル見状ヲ発見シタルトキハ直ニ之ヲ地方長官ニ提出スヘシ

第九條 看護婦罷業シタルトキハ二十日内ニ見状ヲ住所地ノ地方長官ニ送納スヘシ

看護婦三年以上其ノ業務ヲ営マサルトキハ罷業シタルモノト看做ス
看護婦死亡シ又ハ失踪ノ宣告ヲ受ケタルトキハ戸籍法ニ依ル届出義務者ヨリ二十日内ニ見状ヲ送納スヘシ

第一項及第三項ノ場合ニ於テ見状ヲ送納スルコト能ハサルトキハ其ノ事由ヲ届出ツヘシ

第十條 看護婦第三條ニ該当シ又ハ業務ニ関シ犯罪若ハ不正ノ行爲アリタルトキハ住所地ノ地方長官ハ即日ヲ定メ業務ヲ停止シ又ハ免許ヲ取消シ見状ヲ送納セシムルコトアルヘシ

本條ノ取消処分ヲ受ケタル者ト雖モ疾病治癒シ又ハ改悛ノ情顯著ナルトキハ再免許ヲ与フルコトヲ得

第十一條 免許ヲ受ケスシテ看護ノ業務ヲ為シ若ハ停止中其ノ業務ヲ為シタル者又ハ第六條ノ規定ニ違背シタル者ハ五十円以下ノ罰金ニ処ス

第十二條 第七條第一項第八條又ハ第九條ノ規定ニ違背シタル者ハ科料ニ処ス

附則

本令ハ大正四年十月一日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行前地方長官ニ於テ与ヘタル見状、免許状、免許証ハ本令ニ依リ下付シタル看護婦見状ト看做ス

本令施行ノ際現ニ地方庁ノ看護婦名簿ニ登録ヲ受ケ居ル者ハ本令ニ依リ免許ヲ受ケタル者ト看做シ看護婦見状ヲ下付ス

本令發布ノ際現ニ看護ノ業務ヲ為ス者ニシテ本令施行後三月内ニ願出ツルトキハ地方長官ハ履歴ヲ審査シ試験ヲ要セシ免許ヲ与フルコトヲ得

前項ノ免許ハ本令第二條ニ依リ免許ト同一ノ効力ヲ有スルモノトス

地方長官ハ第二條ノ資格ヲ有セザル者ニ対シ当分ノ内其ノ履歴ヲ審査シ看護ノ業務ヲ免許シ准看護婦見状ヲ下付スルコトヲ得

准看護婦及男子タル看護人ニ対シテハ本令ノ規定ヲ準用ス

なったからであった、としている³⁰⁾。

亀山は『近代日本看護史』のなかで、すでに各府県が独自に看護婦の養成と規則制定に踏みきっていること、派出業務などのため、他府県への看護婦の移動がみられ、資格の統一をしなければならない事態になったことなどの問題が表面化したためと考えられる、としている³¹⁾。『派出看護婦の歴史』では、第一次大戦の勃発によりはなばなく日赤の救護看護婦の活動が報道され、また各地の病院でも既に看護婦の養成を実施しており、志願者も増すにしたがって、全国的に統一した規則の発令が必要となっていくた、としている³²⁾。筆者はこれまでの考察から、第一に、日露戦争や第一次世界大戦における活動などから看護婦に対する社会的評価が高まったこと、第二に伝染病の流行や病医院の増加から、看護婦の需要が高まり看護婦数が増加したこと(今日では患者数に対して定められる看護婦数は、当時は医師の数に対して決められていた)、第三に派出看護婦会の社会問題化、第四に明治三十二年に産婆規則、明治三十九年に医師法が制定され、医療従事者の法律の整備が進められてきたことなどをあげている。さらにこれまでの府県免許では他府県に移動したときに不便であることなどを理由としてあげる³³⁾。

(一) 看護婦規則の内容

看護婦規則の意義について解説した大正四年の小池金之助『看護婦』によれば、看護婦規則全一二条付則六項の内容はつぎの通りである。

看護婦の定義は「公衆ノ需ニ応ジ、傷病者又は褥婦看護ノ業務ヲ為ス女子ヲ謂フ」と規定された(第一条)。この意味は、第一に傷病者又は褥婦の看護を為すこと、第二に公衆の需に応ずること、第三にこれを業務となすこと、第四に女子であること、の四つの要件を満たす者である。

看護婦の資格取得に「普通の方法」と「特別の方法」の二つが定められた。このうちの普通の方法は(第二条、一八歳以上の女子で左の一に該当し、地方長官の免許を受けて之を取得するというもので、これにはさらに二つの方法があ

る。(一) 看護婦試験に合格したる者、(二) 地方長官の指定した学校又は講習所を卒業した者。このうちの看護婦試験は科目は六科目(第四条)で受験には一年以上の看護の學術の修業という条件がつけられた(第五条)。

「特別の方法」は看護婦規則の付則に規定されたもので、「従来開業」と「准看護婦」の二つがある。このうちの従来開業とは、既得権を認められたもので次の三つに分類される。

(イ) 看護婦規則の施行前(大正四年十月一日以前)に地方長官に於いて与えたる、看護婦免許状、看護婦免許状、看護婦免許証はこの規則により、下付せられたる看護婦免許状とみなすがゆえに、これを所持せるものは看護婦なり。

(ロ) この看護婦規則施行の際、現に地方庁の看護婦名簿に登録を受けているものは、この規則により免許を受けたるものとみなし看護婦免許状を下付する。

(ハ) この看護婦規則施行の際、現に看護の業務を為す者にして、規則施行後、三カ月内に願出するときは、地方長官は履歴を審査し、試験を要せず免許を与える。

この付則の規定により、看護婦が存在しながら看護婦規則が作られていなかった県、例えば長崎県、奈良県、滋賀県、長野県、福井県、富山県、宮崎県、沖縄県、北海道などでは、地方長官に履歴書証明等を出願し審査の結果、適当と認められた者に無試験で看護婦免許状を下付したと思われる。

また「准看護婦」とは、履歴審査のみで与えられる資格で、小池はこれは医師の限地開業、獣医の仮免許、産婆の限地免許と同じく、看護婦は必要なるものだけけれど、山間僻陬の地等にありて、資格を有する看護婦を得がたきことがあるので省令はこの特例を設けたものである、と解説している。このような准看護婦の資格は大正四年以前に発令された府県看護婦規則のなかには「履歴審査のみ」で資格を与えると本則に規定しているものが六県あったことから、これらの条文を斟酌した結果とも考えられる。

看護婦の欠格事由として第三条に(一) 精神病者、(二) 伝染性疾患のある者、(三) 素行不良と認める者、があげら

れた。看護婦の業務制限として第六条に、看護婦は主治医の指示があつた場合以外は患者に対し、浣腸をしたり、注射を使用するように治療機械を使用してはいけない。また薬品を与えたり、薬品の指示をしてはいけない。但し臨時救急の手当はよい、とされた。看護婦の禁止停止としては、看護婦が(一)精神病患者となり、または伝染性疾患にかかったとき、(二)素行不良と認められたとき、(三)業務上の犯罪があるとき、(四)不正の行為あるときは、地方長官は期日を定めて、その業務を停止し又は免許を取消、免状を返納させることができる、とされた。またこの取消処分を受けた者でもその原因である疾病が治癒しまた改悛の情顯著であるときは再び免許を与えることができる(第十条)こと、この業務禁止処分を受けたる者、または停止中の者が、看護の業務をしたときは五〇円以下の罰金に処す(第一条)ことが定められた。

看護婦の官庁に届出の義務は、住所を他府県へ移したとき(第七条)、免状を毀損したとき(第八条)、族籍氏名の変更(第八条)、亡失した免許を発見したとき(第八条)、看護婦を廃業したとき(第九条)、看護婦が死亡したり、失踪したとき(第九条)、これらの手続きを怠ったときは科料(二〇円)以内に処せられる(第二条)、と規定された。その他の規定として、看護婦の免許なしで看護婦の業をなしたときは五〇円以下の罰金に処せられる(第一条)とされた。

大正四年七月一〇日の『博愛』第三三九号に「看護婦規則発布」⁽⁴⁾の記事の中で内務大臣の諮問による看護婦養成所の指定基準について中央衛生会からの答申がなされたことを次のように記す。

一、従来赤十字病院大学病院慈恵医院に於て相当の教育を受けたるもの又は認可の看護婦養成所に於て学術実施を修養せるものは之を正規の看護婦と認定す可し

一、其他看護課程履修の履歴あるものは地方長官にて詮衡の上之を准看護婦として認定す可し

一、今後に於ける看護婦養成の方針は各官公私病院其他適當の箇所を選び之を指定して養成せしむ可し

このうち前二つの条項は既に看護婦規則に反映されており、後者の答申は八月二八日制定の内務省訓令第四六二号「私

立看護婦学校看護婦講習所指定標準ノ件」の母胎となつたと考えられる。⁽³⁵⁾

(二) 看護婦規則と看護婦の資格要件

看護婦規則では看護婦の定義とともに看護婦になる道として看護婦試験と指定看護婦学校卒業の二つのコースを定めた。このうち、看護婦試験に関しては内務省令看護婦規則布告に伴い各府県で出された「看護婦規則施行細則」や県によつては「看護婦試験規程」、「看護婦試験受験人心得」によつて詳細が定められた。

看護婦試験の受験資格には学歴は関係がなかつた。大正期の職業婦人の学歴は最低でも高等小学校卒、高等女学校卒であつたのに比べ、看護婦の場合は小学校卒で一年医師のもとで修業したという証明があれば、看護婦試験を受験することができた。看護婦規則で看護婦試験を受験するための条件とされた「一年以上看護の学術を修業した者」というのは、学校で一年以上看護学を修業した者でもよいし、医師について一年以上看護学を修業した者でもよいし、学校で数ヶ月、医師について数ヶ月合わせて一年になればよいという意味である。そのためにこの条件にあうような短期の養成所が看護婦試験受験者用に作られた。また看護婦試験受験者のために、受験参考書や受験案内書が出版されている。⁽³⁶⁾

内務省令看護婦規則の付属法令で指定看護婦学校に関する規定として大正四年八月二八日内務省訓令第四六二号「私立看護婦学校看護婦講習所指定標準ノ件」が定められた。公立の機関による看護婦養成所は、大正四年九月一日内務省発衛第一三二号衛生局長通牒「看護婦規則並私立看護婦学校看護婦講習所指定標準」により、訓令第四六二号は「官立又ハ公立ノ学校又ハ講習所ノ指定ニ準用スルコト」とされた。この訓令において看護婦学校と看護婦講習所の二つがあることが明記された。このうち、看護婦講習所の方は現に就業している看護婦の現任教育的な要素が含まれるようである。⁽³⁷⁾ 訓令では知事が指定する指定看護婦学校の入学資格として高等小学校卒業以上の学歴が定められ、教授する科目六教科と教師は医師であることが定められた。ここに医師が看護教育にあたることが明文化された。⁽³⁸⁾ これは第二次大戦後看護教育が改革されるまで続き、看護教育用の教科書はほとんど医師が書いている。

看護婦規則では看護婦資格取得の二つの方法と看護婦免許、准看護婦免許という二つの種類の免許が制度化された。この准看護婦は看護婦規則で初めて制定された新しい資格である。³⁹⁾ 福嶋喜市は著書『看護婦須知新書』⁴⁰⁾において准看護婦について次のように解説している。

「之レハ現ニ看護婦ノ業務ヲ営マザル者デアツテモ営業シタイト云フ者ガアルナラバ履歴書等ヲ調べテ多少経験モアリ他ニ支障ノナイ者デアツタナラバ当分ノ内ハ試験モセズシテ営業ヲ免許スルト云フノデアリマスガ、之レハ全ク第二條ノ資格ニ依テ免状ヲ下付スルノデハナク其資格ヲ持ツテ居ル者ト区別スル為メニ准ト云フ文字ヲ附シテ准看護婦ト云名称ヲ付シテ兎ニ角営業ガ出来ル様ニシタ点デアリマス、一ト口ニ申サバ看護助手トデモ云フ位ヒノ処デアラフカ實際看護婦ノナイ場所デハ却々必要ガアルノハ云フ迄モナイ、又是ノ准看護婦ハ専門ノ病院ナゾデ必要ガ起ル事モアル。例ヘバ各地ニ在ル娼妓病院ノ如キ全ク花柳病以外ニ患者ヲ手ニシナイ処デハ即チ此ノ准看護婦デ充分用ガ足リル事ト思ハレル次第デアリマス」。

看護婦規則の発令で新たにできた准看護婦について、発令後二日たった大正四年七月二日の大阪毎日新聞に次のような記事がでている。「この規則が施行された暁には、全国の看護婦に種々の影響を及ぼすことになる。大阪では現在、千五百余名の合格看護婦があり、招聘料金はほぼ一定して居るが、今度の規則施行の結果として、資格のなかつたものも准看護婦として許される事になるから、この准看護婦がコレから他府県より大阪へ続々と出かけてくることになり、自然競争が激しくなつて、資格のある看護婦にまで影響を来たし、料金までも安くなるであろう」という内容である。⁴⁰⁾

内務省令看護婦規則公布の原因ともなつた派出看護婦会の取締りに関しては、規則発令後に出された府県ごとの「看護婦規則施行細則」で取締りが行われるようになった。そのいくつかは『産婆看護婦受験案内』⁴¹⁾に載る。それらは「京都府看護婦規則施行細則」(大正四年九・二九府令五八)「大阪府看護婦規則施行細則」(大正四年九・二七府令六七)、など

のように府県ごとの施行細則として布告された。

第四章 看護婦規則が制定された背景

一、看護婦の治療上における役割

内務省令看護婦規則には、その業務に関するものとして三条文がある。それらは、第一条の「本令において看護婦と称するは公衆の需に応じ傷病者又は褥婦看護の業務を為す女子をいう」、第六条の「看護婦は主治医師の指示ありたる場合の外、被看護者に対し治療機械を使用し又は薬品を授与し若は之は指示を為すことを得ず。但臨時救急の手当は此の限りに在らず」、第一条の「免許を受けずして看護の業務を為し若は停止中其業務を為したる者は五〇円以下の罰金に処す」というものである。このうち、免許を受けずして看護の業務をなしたる者には罰則を設けるなど、無資格者が看護業務に従事することを禁止しているが、実際にはいわゆる見習い看護婦として、資格試験の受験資格を得るために看護業務見習い中の無資格者によってその業務がなされていたものと思われる。

治療法のうち注射療法は明治四〇年前後から行われるようになり、明治四〇年頃に注射器の量産が三共合資会社等で行われるようになると急速に全国に普及した。また駆梅毒で注射薬サルバルサンは発見された翌年の明治四四年に日本には輸入され、開業医のところでは静脈注射を行える看護婦が必要になりはじめた。¹⁴⁾¹⁵⁾

大正二年二月一日の大審院の医師法違反の判決がある。¹⁴⁾この判決は調剤生による医療行為に関するものであるがそれによると、「医師が自ら治療行為を為すにあたり医師の免許を有せざる者を使役し、その指揮監督のもとに治療行為を補助せしむることありとするも補助者は単に医師の手足として行動するにとどまり少しも患者に対して危険を生ずるおそれあることなく、医師の意志によりて治療行為のおこなわるるに於いて其治療行為は即ち医師の治療行為にして、医師の治療行為以外に無免許医業の行為あると言うを得ず」とある。この判決は医療行為を行った調剤生に対するもの

であるが、調剤生と同じく医師の近くで医療行為に近い業務を行う看護婦の場合にも関係する判決であろう。

府県看護婦規則の時代から看護婦に対しては消毒法、包帯術、治療機械の取扱いなど具体的手技に関する教育が主として医師によって行われていたが、看護婦規則が制定されても、看護婦試験の科目に薬理学が入らないなど看護婦は薬物学上の知識をその資格要件とすることなく、また医学的知識も不十分なままに医師の責任においてその手足として診療の補助業務に従事していたと考えられる。⁽⁴⁵⁾

二、大正期における職業婦人の台頭

わが国では明治維新期から資本主義経済の導入がはじまり、産業構造も次第に変化し農業国から工業国への転換が進む。かつての封建的身分制も否定され、雇用関係も固定的でなくなり、職業の選択は国民一般に広く解放されるようになり、女性のなかにも賃労働者として働く人々が生まれてきた。その最も多量の人々が集まったのが軽工業である。近代社会の展開に応じて多少勉学や訓練や選別を必要とする新しい職業分野が生まれてきた。教員、看護婦、助産婦、医師、電信電話の交換手・速記者などが比較的早くからみられる職業であるが、未だ職業人としての確認を得ているわけではないようで、明治二八年四月発刊の小冊子『婦人と職業』⁽⁴⁶⁾にあげられている職業は「裁縫、編み物、養蚕、美術、造花、縫取、押絵、慈善事業、産婆、文学、教育、事務家」となっており、慈善事業（看護などに従事）が職業の中に含まれている。

明治三十年代の日露戦争後の国内状況の変化、資本主義国としての進展、国際社会での地位の向上などが社会的変化に刺激を与えた。女子の初等教育の就学率はこの時期に急上昇し、女子就業の動向も活発化してきたが、それらは家族共同体を個に分裂させる可能性を含んでおり、国家の基礎とした「家」崩壊の危機を感じた政府は、中流階層を中心に良妻賢母主義の教育を徹底をはかっていく。このような明治後期の社会状況の中で、女子の職業が問われることになる。

林恕哉『女子職業案内』、福良虎雄編『女子の職業』などが出版されたのに続いて明治三六年には落合浪雄『女子職業案内』が発刊された。⁽⁴⁷⁾

大正期に入ると、女子労働者が日本資本主義の重要な担い手であると同時に、様々の職業にもつくようになり、かつ欧米における女子労働者への研究的関心の高さなどの影響によって、女子の職業案内や職業調査への関心が高まっていく。女子労働の実態は、農商務省商工局の報告『職工事情』（明治三六）によって知られ、ようやく明治四四年になって工場法が公布されたものの、実施に必要な措置がとられないなど問題をかかえたままであった。

第一次世界大戦後の女子労働は、それ以前と比べ、問題はあるが拡大したことは否めない。戦中から戦後にかけての資本主義社会の成熟が女性の社会進出を促したことが基礎にあり、そのうえに職業を求めようとする階層が中産層まで広がってきたことがあげられる。⁽⁴⁸⁾ また大正三年の第一次世界大戦においては、佐世保海軍病院では同盟国の英国傷病兵を収容し、日本陸軍は青島に出兵し、日赤看護婦も召集され、遠くは英、仏、シベリアにまで従軍させられた。この戦時体制の中で、看護婦の身分、社会的地位を保證するという理由で内務省は看護婦規則を大正四年に制定した。⁽⁴⁹⁾

結 論

一、府県看護婦規則から看護婦規則の制定へ

大正四年以前に施行されていた二九府県の看護婦規則類を調査研究した結果、以下のことが判明した。

内務省令看護婦規則（以下内務省令規則と略す）が大正四年に制定された背景は、各府県において当該府県の看護婦のみを対象にして、免状を交付していたが、看護婦の需要がたかまり、府県を越えて看護婦が雇用されるようになり、他府県の看護婦試験合格者も登録を受け入れる府県が多くなったことがあり、府県に共通した免許を要するようになっていたこと、養成所の卒業生を無試験で看護婦と認めることが府県によって差があることに不便が生じていたために、全

国的な統一が求められたことがあった。

内務省令規則は二九府県の看護婦規則を斟酌して、看護婦の定義、年齢、資格要件、欠格事由、業務制限、業務停止、届出義務などを内務省で検討して、公布したものであること、すなわち看護婦を専門職として国家的に認め、規制するものとなった。この結果、看護婦規則がなかった県においても、内務省令規則が布達され、看護婦の資格の全国統一が果たされたのであった。

内務省令規則の内容は、各府県で制定されていた取締規則を勘案した上で、医療と公衆衛生の向上に携わる看護婦の資格を明確にし、質的向上を図るなど、新しい方向をも示したものであった。看護婦の定義は「公衆の求めに応じ、傷病者又は褥婦看護の業務をなす女子」と規定され、この規則において年齢を一八歳以上に統一し、看護教育の期間、内容の基準が示された。同時に看護婦の資格と欠格事由、看護婦業務内容の制限が明確になった。⁵⁰⁾

二、看護婦の資格要件と医療関係者の資格要件との類似構造

大正四年に制定されたいわゆる内務省令看護婦規則において、看護婦資格取得のための必要条件が制定されたが、ここでは看護婦試験合格と地方長官指定の学校または講習所の卒業の二通りのコースが認められた。このように資格取得条件が一本化しなかったのは、明治七年に制定された医制に定めた医師の資格認定において医術開業試験制度と従来開業医を認めることに始まり、次いで医術開業試験(国家試験)と学校卒業無試験を医師免許の授与の条件としたことにある。これは医術開業試験による資格取得を原則としながらも、明治一二年に東京大学医学部が初めての卒業生を医学士として世に送った段階で、大学卒業生に無試験で開業免許を授与するという特例を設けたことに始まった。この例外規定は、その後、一定の水準以上の医学校の卒業生にまで拡大され、医師開業試験合格者と医学校卒業生に同一資格の免許を与えることに拡大していった。この方法がその後制定された各種医療職、すなわち医師、薬剤師、産婆、按摩師・

鍼師・灸師の資格規則に踏襲され、大正四年に制定された看護婦規則にも採用されたのである。

資格試験制度はある専門職の職能集団を形成するのにきわめて重要な働きをなす手段であるが、日本の場合、医師の資格試験制度は江戸時代からの医療体制の改革と医師の資質の向上のために強力な国家統制の下で導入され、近代的な医師という専門職の確立に大きな役割を果たした。しかし帝大をはじめとする学校卒業者に無試験免許授与という例外規定を設けるなど、国家試験としての性格が不十分であった。⁵¹ 資格試験制度と正統的な西洋医学教育とその階層化⁵²という混沌とした状況を生みだしたのは、「医学の近代化」に伴う急速な人材養成の必要性と、それを補完するための過渡的な速成教育にあった。⁵³ この医師資格取得試験制度と学歴主義の並列は医師の内部に階層的な格差を生じさせる要因となり、医師の社会的階層統一を保証するものとはならなかった。これと同じことが看護婦規則制定のときに容認されたことにより、看護婦の場合にも複数の資格取得の並列、学閥、資格による階層の出現となって、現代の看護職の複雑な状況をもたらしたといえる。

三、看護婦規則制定の意義

内務省令看護婦規則制定の第一の意義は、すでに多くの府県で独自の看護婦規則が施行されていたのを統一したことにある。第二は看護婦の定義を明確にしたことにある。看護婦の需要は明治三〇年代から急速に伸びて、ほとんど教育を受けていない者が看護婦と称して、社会的に看護婦の呼称が乱用され、看護職および患者に被害が出ていた。それを是正させることが急務であった。その状況下で看護婦規則を制定して、規則では地方長官が行う看護婦試験を設けた。その一方で地方長官指定の養成所の卒業生に無試験で看護婦資格を与える特典があった。「内務省訓令」をもって、指定校の条件を定めて、指定校の卒業生に無試験で看護婦資格を与えることにした。なお、指定校の基準は先行した産婆の指定校の認定基準に準じたものであった。

看護婦規則に制定された看護婦の資格条件は、先行する医療関係法に準じたが、他と唯一異なる点は、需給に応ずるために履歴審査のみで資格を与える「准看護婦」を認めたことである。このことが現在の医療職のなかで、看護婦だけが一業種に二資格となったことの発端になった。

以上をまとめると、わが国の看護婦規則の特徴は、第一に看護婦規則制定において看護婦の資格取得に試験と学歴の二通りのコースを容認したことである。それはわが国の医学が急速に近代化する中で、医師をはじめとする医療関係職の人材養成において正規の養成課程を設ける一方で、需給関係を重んじて速成を認めた制度を先行させていたことを看護婦の場合にも踏襲した結果であった。

第二は看護婦規則において准看護婦を制度化したことである。それは大正四年以前に布告された府県の看護婦規則において、実状に対応して作られた多様な看護職が内務省令規則に組み込まれた結果である。府県の看護婦規則のなかに履歴審査のみで資格を与えることを規定している規則が少なからず存在していたことがあげられる。しかし、その多くが伝染病のための避病院などで緊急に看護婦を必要としたときに認めた速成看護婦や看護婦見習いであった。つまり、内務省の看護婦規則に速成看護婦、看護婦見習いを准看護婦として認めた。短期速成の准看護婦を認めたことは速成看護婦でも看護業務ができるという暗黙の了解が医師をはじめとする関係者の間にあったことを示す。その弊風の結果、現在においても十五通りの看護婦養成コースが存続し、看護婦の資格に階層を生んでいる。つまり、現在の輻輳する看護教育コースの存在は、内務省令看護婦規則に准看護婦を誕生させたときにさかのぼることが本論文の研究で明らかにすることができた。

参考文献及び註

- (1) 看護婦規則に関する文献には以下のものがある。亀山美知子『近代日本看護史(全四巻)』ドメス出版、一九八三〜八五、第一巻の一五七〜一六六頁、第四巻の二一四〜二四六頁。看護史研究会『派出看護婦の歴史』九八〜一二二頁、勁草書房、一九八三。渡部喜美子「看護婦規則をめぐって」(連載大正看護史二)、『看護教育』、二三、二、一二五〜一三〇頁、一九八二。
- 平尾真智子「地方における取締から全国的な看護婦規則へ」(連載近代日本の看護婦たち四)、『プレインナーシング』、一四、四、七九〜八二頁、一九九八。菅谷章『日本医療制度史(改訂増補版)』三〇五〜三二〇頁、原書房、一九七八。厚生省医務局『医制百年史』、二〇五〜二〇六頁、ぎょうせい、一九七六。厚生省健康政策局看護課監『看護六法(平成一年版)、八四九〜八五〇頁、新日本法規、一九九九
- (2) 平尾真智子「日本における看護婦養成史上の観点からみた明治二十年代の看護婦養成の意義」、『山梨県立看護大学紀要』、第二号、三五〜四七頁、二〇〇〇参照
- (3) 土屋重郎『静岡県医療衛生史』、一一三頁、吉見書店、一九七八
- (4) 看護史研究会『派出看護婦の歴史』、四九〜五二頁、勁草書房、一九八三
- (5) 大関和子「看護婦界の困難」、『婦人新報』、一七〜二二頁、一九〇九年二月
- (6) 看護史研究会、前掲書(4)、五三〜五七頁。この書類は明治三三年五月三〇日の東京府内務部資料「看護婦規則制定並地方衛生会招集ノ件伺」である。
- (7) 磯貝 元『明治の避病院——駒込病院医局日誌抄』、四二〇頁、思文閣、一九九九
- (8) 埼玉看護婦養成所規則要領、明治三四年。同養成所からは同年代と思われる「埼玉看護婦養成所派出規則」(年代の記載なし)も出されている。(両史料とも筆者所蔵)
- (9) 小池金之助『看護婦』、誠之堂書店、一九一五。復刻版は坪井良子編『近代日本看護名著集成』第一巻、大空社、一九八九、に収録されている。
- (10) これらの二九府県で発令された看護婦規則の名称は、平尾真智子『資料にみる日本看護教育史』、二四四頁、看護の科学社、一九九九、に収録されている。資料作成は滝内隆子氏による(平成十年三月現在)ものである。

- (11) 看護婦試験受験者用問題集として、吉田貞軒『看護婦勤務』大阪井上書店、明治三八年、関藤治郎、『看護婦試験問題答案全書』、半田屋医籍商店、明治三九年、などがある。
- (12) 渡部喜美子「看護婦規則をめぐって(大正看護史二)」、『看護教育』二三、二、一二六頁、一九八二
- (13) 明治三四年文書類纂、衛生例規第五一類(東京都公文書館内)
- (14) 落合浪雄『女子職業案内』、三七頁、大学館、一九〇三
- (15) 東京看護婦組合成立、『婦女新聞』、五一八号、明治四三年四月二二日
- (16) 看護史研究会、前掲書(4)、九一頁
- (17) 看護史研究会、前掲書(4)、九一頁
- (18) 看護史研究会、前掲書(4)、二五二頁
- (19) 看護婦取締の必要、『大日本私立衛生会雑誌』、三三九号、四八〇頁、明治四四年七月
- (20) 川上武『現代日本病人史——病人処遇の変遷』、一四五〜一四六頁、勤草書房、一九八二
- (21) 井上昌子・神谷昭典「防疫対策の基本的性格」、『医学史研究』、一六号、一七頁、一九六五
- (22) 『大日本私立衛生会雑誌』、一三三二号、六〇〜七九頁、明治三五年九月、同二四五号、二七〜二九頁、明治三六年十月
- (23) 内務省『衛生局年報』、明治四三年
- (24) 平尾真智子『資料にみる日本看護教育史』一四一〜一四八頁、看護の科学社、一九九九
- (25) 「看護婦規則の脱稿」、『東京医事新誌』、一八九七号、三四頁、大正三(一九一四)年一月二二日
- (26) 「東京府の看護婦規則改正」、『東京医事新誌』、一九〇四号、一九六頁、大正四(一九一五)年一月二六日
- (27) 「看護婦規則に就いて」『博愛』、三三五号、一三〜一四頁、大正四(一九一五)年三月十日
- (28) 『博愛』、三三六号、二六〜二七頁、大正四(一九一五)年四月十日
- (29) 厚生省医務局『医制百年史』二〇五頁、ぎょうせい、一九七六
- (30) 菅谷 章『日本医療制度史(改訂増補版)』三二六頁、原書房、一九七八
- (31) 亀山美知子『近代日本看護史IV』、看護婦と医師、二四一頁、ドメス出版、一九八五

- (32) 看護史研究会、前掲書(4)、九七頁
- (33) 平尾真智子「地方における取締から全国的な看護婦規則へ」、『ブレインナーシング』、一四、四、八〇頁、一九九八
- (34) 「看護婦規則発布」、『博愛』、三三九号、四〇五頁、大正四(一九一五)年七月十日
- (35) 亀山美知子前掲書(4)、一六五頁
- (36) 看護婦試験受験者用の参考書には、井口乗海『看護婦試験問題答案集』、東京看護婦学校、大正一二年や、水野勉『産婆看護婦受験提要』、大正一二年などがある。
- (37) 順天堂看護教育百周年記念誌委員会編『順天堂看護教育百周年記念誌1896〜1996』、六九頁、順天堂医院看護婦講習所、順天堂看護教育百周年記念行事実行委員会、一九九六
- (38) 平尾真智子、前掲書(24)、一六一頁
- (39) 「改正された看護婦規則」、『読売新聞』、大正四(一九一五)年四月二四日
- (40) 福島喜市『看護婦須知新書』、一九〇二頁、金原商店、一九一五
- (41) 「看護婦の新規則」、『大阪毎日新聞』、大正四(一九一五)年七月二日
- (42) 水野 勉『産婆看護婦受験提要』、五〇〜一二二頁、水野勉発行、一九二三
- (43) 中西淳朗『近代看護婦史考』、一九七三。本書は昭和四五年四月より二〇回にわたって「神奈川県保険医新聞」に連載されたものに加筆して著者により出版されたものである(全一九九頁)。二七頁
- (44) 医師法違反ノ件(大正二年(れ)第一七三一号、大正二年二月一八日宣告)、大審院刑事判決録(縮刷版)第九卷、第一九輯、一四五七頁、新日本法規出版、一九六九
- (45) 井上幸子『看護業務——その法的側面(第四版)』、二二頁、日本看護協会出版会、一九七六
- (46) 渡邊為蔵『婦人と職業』、民友社、明治二八年四月(明治文化全集第一六卷、婦人問題編、日本評論社、一九五九に収録)
- (47) 中島 邦『近代日本における女と職業——「女と職業」シリーズの復刻によせて』、近代女性文献資料叢書、女と職業、別冊、一一頁、大空社、一九九四
- (48) 中島 邦、前掲書(47)、一三頁

- (49) 中西淳朗、前掲書(43)、三三三頁
- (50) 長浜晴子「解題 小池金之助『看護婦』」、坪井良子編『近代日本看護名著集成別巻解説』、九四〜九五頁、大空社、一九八八
- (51) 橋本鉦市「近代日本における専門職と資格試験制度」、『教育社会学研究』第五一集、一四九頁、一九九二
- (52) 明治期の医学教育機関は、官立、公立、私立、甲種医学校と乙種医学校、大学、医学専門学校、医学校など、教育機関の多様性や複雑な多重的構造を持つことになる。橋本鉦市、前掲書(51)、一三九〜一四〇頁
- (53) 橋本鉦市、「近代日本における医師社会の階層的構造」『日本杏林要覧』(NAJ)による実証的分析』『放送教育開発センター研究紀要』第七号、一五二頁、一九九一

(山梨県立看護大学／順天堂大学医学部医史学研究室)

A Study on the Process and Significance of the Establishment of the Nurse Regulations in 1915

Machiko HIRAO

Believing that the origin of the complexity of the present nurse education and training courses lies in the nurse regulations enacted by the Ministry of Home Affairs in 1915, the author has studied the background and significance of the regulations through investigations and analyses of the regulations which were promulgated in prefectures prior to the 1915 nurse regulations.

This study reveals that firstly, the nurse regulations made by the Ministry of Home Affairs were enacted in the intensive form of regulations locally promulgated prior to the nurse regulations, secondly that the qualification structure for nurses was the same as that for doctors, and thirdly that the two ways of nurse license acquisition; by either qualification exams or graduation from training schools, and the two level license systems; namely registered and enrolled nurses, were all decided by the nurse regulations and were the origin of the complexity of the present nurse systems, which have influenced the public health nurse midwife and nurse regulations promulgated after the second world war.